

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	韮崎市	旭町	上条北割	地区名	甘利沢(あまりさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要								(3)事業の妥当性評価	
①課題・背景 本計画箇所は、韮崎市旭町上条北割地区に流入する一級河川甘利沢川の左支上流に位置している。近年の集中豪雨により溪流に渓岸浸食が発生し、荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。								①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当	
②整備目標・効果								②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備	
□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家35戸 県道3600m 市道1000m 土砂整備率 (現況)65<70% ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有 (避難場所 山口こども遊園地) ※ (第2次緊急輸送道路 主要地方道 韮崎南アルプス中央線)※ (※ 評価基準値)								③経済妥当性 費用便益費 便益(B)/費用(C)= 3.61 >1.0 ・便益(B)= 921 百万円 ・費用(C)= 255 百万円	
□副次目標 -								④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。 なお、砂防ダム計画はない。	
□副次効果 ○飲雑用水の安定供給(甘利第一配水池) ○飲雑用水の安定供給(徳島堰) ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 主要地方道 韮崎南アルプス中央線)								⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効	
								⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。	
								⑦事業計画の熟度 ・地元韮崎市より強い要望有り	
								<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断	
(2)整備内容と整備量								(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I	
①整備内容 谷止工7基								(5)総合評価 ○	
②整備期間 平成29年度～平成32年度								・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施	
③総事業費 280百万円(国費 127百万円(1/2) 県費 153百万円(1/2))								【事業位置図等】	
④全体計画 H29 谷止工2基 80百万円 H30 谷止工2基 80百万円 H31 谷止工1基 40百万円 H32 谷止工2基 80百万円								省 略	
⑤既整備内容・期間・事業費 昭和35年～平成13年 谷止工19基 491百万円									